

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年8月29日
【事業年度】	第70期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社今仙電機製作所
【英訳名】	Imasen Electric Industrial Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増谷 修
【本店の所在の場所】	愛知県犬山市字柿畑1番地
【電話番号】	0568-67-1211(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田野 信行
【最寄りの連絡場所】	愛知県犬山市字柿畑1番地
【電話番号】	0568-67-1211(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 田野 信行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月21日に提出いたしました第70期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンス】

（訂正前）

（1）～（7） 省略

（8）取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

（9）～（10） 省略

（訂正後）

（1）～（7） 省略

（8）取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

（9）～（10） 省略